

<p>憲法講座第2回 6月28日(金) 6:30 「日本国憲法と教育」 講師：磯崎四郎さん</p>	<p><b>北多摩東ニュース</b></p> <p>2013 第7号</p>	<p>都教組北多摩東支部 電話(042)384・2941 FAX(042)384・7904 kita-higasi@mvc.biglobe.ne.jp</p>
---	--	---

# 憲法改悪を許さず 憲法を学び、憲法を教育にいかす

## 1. 子どもには「普通教育」を受ける権利がある

- 「教育を受ける権利を有する」とは、子どもたち自身の知りたい、できるようになりたいという願いが実現される教育が完全に保障されることであり、そのための教育条件整備を国に求める権利が国民にあるということです。
- 「普通教育」とは、子どもが持っている発達の可能性を引き出し、可能な限りどこまでも伸ばす教育であり、…人として生きていくうえで誰にも共通に必要な教育です。

## 2. 国民には子どもたちに普通教育を保障する義務がある

- なぜ、教育については「国は…義務を負う」としないで「国民は…義務を負う」としたのでしょうか。ここに、国が教育内容に関与すべきでないという大事な原則が貫かれています。

支部が主催する連続憲法講座の第2回が近づきました。今回のテーマはズバリ「**日本国憲法と教育**」。講師は磯崎四郎さん(勤労者通信大学憲法コースの教科書執筆者)です。

「憲法の値打ちを学び教育にいかすことが子どもと教育を守る力になる」と熱を込めて語っていただきます。当日のレジメの一部を紹介します。

## 日本国憲法第26条

1. すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## 自民党『改憲草案』では次の条文を追加する

3. **国は**、教育が国の未来を拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。



主語を「国民」から「国」に変えようという内容です。国のやることを「教育条件整備」から「教育環境」=教育内容をすべて決めようという大改悪です。

「長時間労働打聞はいつ？」

「今でじゅよー！」

再び過労死を出さないために

職場にお届けした勤務実態調査報告をご覧いただけましたか？

1162人もの多くの方からお寄せいただいた結果をまとめ8千部作成しました。全教職員・教育委員会・PTA・マスコミ・教育関係者などに広く送り始めています。

各市の教育委員会に結果を伝えると、「実態を知りたい」「よく読ませてもらいます」など学校現場の実態に耳を傾けようという姿勢が次々に報告されています。

「過労死認定基準を超える実態の打開を」「まず、行政からの調査・報告・アンケートの精選を」とみなさんの声を集め、地区協の交渉が始まっています。

三年前に、東久留米の中学校で養護教諭の先生の現職死がありました。今、ご遺族を支えて公務災害認定を求める取組みが進んでいます。(北多摩東支部は全面的に支援)

再びこの地域で過労死が出ないように、そして子どもの教育に専念できるようにとりくみます。報告書を職場で話題にして、要望やご意見を支部へお寄せください。

【訂正】  
前号の支部ニュース  
勤労手当の月数  
(誤) 0. 325月分  
(正) 0. 675月分